



# 京都府テレワーク 推進センター

2020年9月に開設!!

# 本日のアジェンダ

✓ 京都府テレワーク推進センターのご紹介

✓ 現在申請可能な補助金情報

・ 多様な働き方推進事業費補助金（テレワークコース）

・ 多様な働き方推進事業費補助金  
（子育てにやさしい職場づくりコース）

・ その他、各種補助金

## 京都府テレワーク推進センターの特徴

---

### テレワークに関する情報収集

テレワーク導入企業の事例、テレワークに関する製品やサービスの情報等情報収集ができます。

### テレワークの体験

テレワークに必要な製品やサービスを体験しながら、比較検討ができます。

### テレワークに関する相談

テレワークの導入・活用に向けて  
システムや制度の整備、社員教育等、各種ご相談いただけます。

### セミナー・イベント

働き方改革やテレワーク推進に役立つセミナーを随時開催。



KYOTO TELESERVICE PROMOTION CENTER

【営業時間】平日9時～17時(国民の休日、年末年始を除く)

<https://www.kyoto-telework.jp>



Facebook

<https://www.facebook.com/kyotofutelework/>



Twitter

<https://twitter.com/kyotofutelework/>



京都府テレワーク  
推進センター



# 多様な働き方推進事業費補助金(テレワークコース)のご案内

# 多様な働き方推進事業費補助金【テレワークコース】

## 従業員の テレワーク実施を 支援します!!

「多様な働き方推進事業費補助金（テレワークコース）」の申請には、

**京都府テレワーク推進センターの  
専門家との相談が必要となります。**

まずは、京都府テレワーク推進センターに  
お電話ください。

**TEL：075-746-5252**

\*相談窓口、受付時間：平日午前9時～午後5時（土日祝祭日・年末年始は休みです）。

専門家との相談では、  
テレワークに関する相談に対して  
アドバイスをいたします。

テレワークの  
利点となる業務  
内容の切り分け

テレワークでの  
会議中の機密の  
管理

就業規則や  
労務法令  
社内制度の整備

人事評価、  
勤怠管理の方法  
等

### 補助対象事業

中小企業等の従業員が新たにテレワークを実施する事業

▶テレワーク実施のための情報機器等の導入、▶派遣員活用、社内講師の確保  
▶テレワークに関する研修等の実施 等

※この補助金は、令和3年4月1日より開始された事業で、令和3年度中に完了した事業に限ります。また、令和3年度中に完了した事業であっても、令和3年度中に完了した事業でない限り、令和3年度中に完了した事業と見做されず、令和4年度以降の事業として扱われます。

### 補助対象経費

賃料増徴費、教育、講習のレンタル・リース及び購入経費、教育研修費、設備費、設計料 等  
※上記のうち、賃料増徴費については、令和3年度中に完了した事業に限ります。また、令和3年度中に完了した事業であっても、令和3年度中に完了した事業でない限り、令和3年度中に完了した事業と見做されず、令和4年度以降の事業として扱われます。

### 補助率・補償額

中小企業等……補助対象経費の**2分の1以内**（上限30万円）

小規模企業……補助対象経費の**3分の2以内**（上限30万円）

※この補助金は、令和3年4月1日より開始された事業で、令和3年度中に完了した事業に限ります。また、令和3年度中に完了した事業であっても、令和3年度中に完了した事業でない限り、令和3年度中に完了した事業と見做されず、令和4年度以降の事業として扱われます。

### 申請期間

**令和3年4月28日(水)～令和3年12月28日(火)**

※令和3年12月28日は、年末締め・決算処理のため、休業日とする場合があります。詳しくは、本ホームページをご覧ください。

**京都府テレワーク推進センター**  
(京都市庁舎2階2号室)

TEL 075-746-5252

受付時間：9時～17時

URL <http://www.kyotofuturework.jp/>

経済産業省事業

労働部中小企業団体中央会実務

[illegible]

# 多様な働き方推進事業費補助金(テレワークコース)のご案内

## 補助対象事業

中小企業等の従業員が新たにテレワークを実施する事業

- ▶テレワーク実施のための情報通信機器等の導入 ▶就業規則等、社内規則の整備
- ▶テレワークに関する研修等の実施 等

※令和2年度以前の「多様な働き方推進事業費補助金」を活用しテレワークを導入された事業者及び令和2年度「多様な働き方推進事業費補助金(テレワーク導入支援緊急補助コース)」を受給された事業者は、本補助金を受給することができませんのでご了承願います。

## 補助対象経費

講師謝金、旅費、機器のレンタル・リース及び購入経費、教育研修費、役務費、委託料 等

※パソコン・タブレット等の機器は1台ごとに150,000円、設定費等は合計300,000円を上限

※就業規則の作成等、外部コンサルティング、研修・セミナーに係る経費は、合計200,000円を上限

## 補助率・補助額

中小企業者等… 補助対象経費の**2分の1**以内 (上限:50万円)

小規模企業者… 補助対象経費の**3分の2**以内 (上限:50万円)

※小規模企業者とは従業員20人以下(卸売業・小売業・サービス業は5人以下)の事業者等を指します。

※上記の要件は業種ごとに異なります。どの業種に該当するかは総務省HP「日本標準産業分類」をご確認ください。

## 申請期間

令和3年4月28日(水)～令和3年12月28日(火)

※補助金は予算の範囲内で交付するため、期間内であっても募集を終了する場合、あるいは希望された金額を交付できない場合がありますので、ご了承願います。

# 多様な働き方推進事業費補助金(テレワークコース)のご案内

## 手続の流れ

**申** 申請者

**テ** 京都府テレワーク推進センター

**中** 京都府中央企業団体中央会

### 1 京都府テレワーク推進センターの専門家による相談《必須》 **申** >> **テ**

まずは、京都府テレワーク推進センターにお電話ください[TEL:075-746-5252]

テレワークに関する相談に対してアドバイスさせていただきます。※相談は、内容により電話・窓口相談・オンライン・個別訪問のいずれかで対応いたします。

### 2 アドバイス内容を踏まえ、交付申請書等を作成し、京都府テレワーク推進センターに提出(郵送または持参) **申** >> **テ**

京都府テレワーク推進センターで書類の内容を確認し、京都府中小企業団体中央会に提出いたします。

※申請書類は、京都府テレワーク推進センターのホームページからダウンロードできます。

### 3 事業内容、効果について審査し、審査結果を通知 **中** >> **申**

### 4 事業の実施 **申**

※経費の支払い、効果測定までを、交付決定から令和4年2月28日までの間におこなってください。

## 事業実施後の流れ

実績報告書等を提出 京都府中小企業団体中央会へ  
実績報告書等を提出ください。 **申** >> **中**

京都府中小企業団体中央会

〒600-8009 京都府京都市下京区函谷鉾町78 電話:075-708-3701

補助金額の確定・交付 **中** >> **申**

京都府中小企業団体中央会にて実績報告書等の内容を確認後、補助金額が確定され補助金が交付されます。(精算払)

## 多様な働き方推進事業費補助金(子育てにやさしい職場づくりコース)のご案内

子育て環境日本一の京都を目指して!

## 多様な働き方推進事業費補助金

(子育て中・子育て準備中の方へ)

### 補助対象事業

- 仕事と生活の両立のための育児・介護休業制度の整備、早退・午後定時による年末年始休暇の取得促進など、多様な働き方の推進にむけたコンサルティングの導入
- 子育て活動の奨励にむけた社員スーパーの整備など、多様な働き方の推進にむけた施設整備
- ロケットの導入による付随的業務の効率化やクラウドサービスの導入による生産設備の整備等向上など、働き方支援の向上を図り、高品質顧客の提供や有休時間の取得促進など多様な働き方を推進するためにIT機器、ソフトの導入
- 多様な働き方の推進促進にむけた社内研修の実施、支援を主とする研修
- 新たに実施するワーク・ライフバランスの取組を推進し、人材確保に繋げるために行う、ITサービスの導入、ヘルプデスク又は法人関係への委託、企業説明会への出席

### 補助率・補助額

中小企業費が総額に算入される場合 **補助対象経費の2分の1以内** (上限: 50万円)

ただし、小規模企業費が総額に算入される場合は、補助対象経費の3分の2以内 (上限: 50万円)

※補助率の算出は、補助対象経費を算出し、その1/2を算出する。ただし、補助率の算出は、補助対象経費の1/2を算出する。ただし、補助率の算出は、補助対象経費の1/2を算出する。

大企業費が総額に算入される場合 **補助対象経費の3分の2以内** (上限: 100万円)

# 貴社の人材確保に向けた 誰もが働きやすい 職場づくりを支援します!

**申請期間** 令和3年4月28日(水)~12月28日(火)

※申請は、申請書の提出と併せて行う。申請書は、申請書の提出と併せて行う。申請書は、申請書の提出と併せて行う。

京都府労働政策課
京都府中小企業支援センター

[illegible]

# 多様な働き方推進事業費補助金(子育てにやさしい職場づくりコース)のご案内

## 補助対象事業

- 1 仕事と生活支援のための就業規則等社内制度の整備、業務効率化による年次有給休暇の取得促進など、多様な働き方の推進にむけたコンサルタントの導入
- 2 子連れ出勤の実現に向けた託児スペースの整備など、多様な働き方の推進に向けた施設整備
- 3 ロボットの導入による付随的業務の効率化やIoTツールの導入による生産設備の稼働率向上など、労働生産性の向上を通じ、長時間労働の削減や有給休暇の取得促進など多様な働き方を推進するために行う機器・ソフトの導入
- 4 多様な働き方の理解促進に向けた社内研修の実施、各種セミナーへの参加
- 5 新たに実施する①～④までの取組を発信し、人材確保に繋げるために行う、PRグッズの作成、ホームページ又は求人媒体への掲載、企業説明会への出展

## 補助率・補助額

- 中小企業等が個別に事業実施する場合: **補助対象経費の2分の1以内(上限:50万円)**

ただし・小規模企業者が個別に事業実施する場合は、補助対象経費の3分の2以内(上限:50万円)  
・時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ効果測定期間における年次有給休暇取得率の10%上昇(前年同時期対比)を達成した場合は、補助対象経費<sup>※</sup>の3分の2以内(上限:100万円) ※目標の達成のために要した経費に限る

- 複数事業者が共同で事業実施する場合: **補助対象経費の3分の2以内(上限:100万円)**

## 申請期間

令和3年4月28日(水)～12月28日(火)

※補助金は予算の範囲内で交付するため、期間内であっても募集を終了する場合、あるいは希望された全額を交付できない場合がありますので、御了承願います。

# 多様な働き方推進事業費補助金(子育てにやさしい職場づくりコース)のご案内

## 手続の流れ



申請者

### 京都府「子育て企業サポートチーム」スーパーバイザーに相談【必須】

※個別訪問等により、補助金申請のポイント等について、アドバイスさせていただきます。

まずは、京都府労働政策課までお問い合わせください。(075-414-5085)



申請者

### アドバイスを踏まえ、交付申請書等を作成し、京都府中小企業団体中央会に提出(郵送または持参)

京都府中小企業団体中央会 京都市下京区四条通室町東入ル函谷鉾町78番地 京都経済センター3階

TEL:075-708-3701 FAX:075-708-3725

受付時間:月曜～金曜(祝日・年末年始除く) 9時～12時、13時～17時



中央会

### 事業内容、効果について審査し、審査結果を通知



申請者

### 事業を実施し、効果を確認のうえ、京都府中小企業団体中央会に実績報告書等を提出



中央会

### 実績報告書等の内容を確認し、補助金の金額確定・交付(精算払)

# 多様な働き方推進事業費補助金（両コース）の問合せ先、サイトについて

---

## 【テレワークコース】

京都府テレワーク推進センター : 075-746-5252

<https://kyoto-telework.jp/> ※トップページのバナーよりご確認ください

## 【子育てにやさしい職場づくりコース】

京都府労働政策課(スーパーバイザー) : 075-414-5085

京都府

<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/tayounahatarakikata.html>

京都府中小企業団体中央会（共通）

<http://www.chuokai-kyoto.or.jp/>

## その他 テレワーク関係各種補助金のご案内

### 【①人材確保等支援助成金（テレワークコース）：厚生労働省】

期間：令和3年4月1日から施行      窓口：京都労働局（代）075-241-3211

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework\\_zyosei\\_R3.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html)

### 【②IT導入補助金2021：一般社団法人サービスデザイン推進協議会】

通常枠（A・B類型）と低感染リスク型ビジネス枠（特別枠：C・D類型）の二種あり

窓口：サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター ナビダイヤル 0570-666-424

<https://www.it-hojo.jp/>

### 【③京都市中小企業等再起支援補助金：京都市】

期間：令和3年4月12日～7月30日

窓口：京都市中小企業等再起支援補助金 事務局 0570-003-756

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000282498.html>

## その他、各種補助金のご案内

---

### 【①子育てにやさしい職場環境づくり サービス創造補助金：京都府】

期間：令和3年4月28日～6月30日      窓口：京都府商工労働観光部 労働政策課 075-414-5090

<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/news/hozyokin.html>

### 【②事業再構築補助金：経済産業省／中小企業庁】

期間：令和3年5月10日から開始予定（2次公募）

窓口：事業再構築補助金事務局コールセンター ナビダイヤル 0570-012-088

<https://jigyousaikouchiku.jp/>

### 【③小規模持続化補助金：日本商工会議所】

期間：令和3年6月4日締め切り（第5回分）      窓口：補助金事務局 03-6747-4602

<https://r1.jizokukahojokin.info/>